令和6年能登半島地震に伴う 住宅の応急修理制度について(災害救助法)

令和6年能登半島地震の被害を受けた住宅のうち、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」した世帯を対象に、日常生活に必要不可欠な部分の応急的な修理を行う制度です。

〈必ずお読みください〉

制度利用にあたっては、<u>被災箇所・修理が分かる写真が必要となりますので、**必ず写真** を撮影しおいてください。</u>(写真がない場合、補助の対象とならない場合があります)

また、この制度については<u>修理費用を市が業者に直接支払う制度となっているため、修</u>理費用を業者に支払ってしまうとこの制度は利用できなくなるため注意が必要です。

〇対象世帯

市が発行する<u>り災証明により「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と判断</u>された世帯

〇応急修理の対象工事

<u>屋根や壁、床、ドア等の開口部の補修、上下水道配管</u>など、日常生活に必要欠くことのできない部分

※緊急を要する箇所優先のため、畳や壁紙等のみの取り換えは原則対象外となります。
※家電製品は対象外となります。

〇費用の限度額(1世帯当たり)

〇半壊以上の場合 706,000円以内

<u>〇準半壊の場合 343,000円以内</u> ※費用は七尾市から修理業者に直接支払い

〇申込みの手続き

応急修理申込書に必要書類を添付し、七尾市都市建築課までご提出ください。

- ※七尾市のホームページから様式をダウンロードできます。また、市役所窓口でも配布して おります。
- ※申込時に必要な提出書類、手続きの流れについては図1 (住宅の応急修理の手続き及び流れ)を参照ください。

〇完了期限

令和6年12月31日

(お願い)

申し訳ありませんが、業者への修理依頼はご自身で依頼いただくようお願いいたします。

〈申込み〉パトリア4階 総合支援窓口 〈問合せ〉0570-200-491(被災者支援制度コールセンター) 裏面もお読みください

応急の修理:申込に必要なもの

【申込みの前に】

- Q 1. り災証明書の申請はお済ですか
- Q2. 住宅の修理について業者さんと相談されていますか
- Q3. 修理について見積の依頼はされていますか

【申込みに必要なもの】

- 申込書(様式第1号)
- 資力に関する申出書(様式第2号)
- 修理見積書 (様式第3号)
- 修理業者さんによる見積書(写し)
- 住宅の被害状況に関する申出書(参考様式②)
- 修理前の被害状況が分かる写真(印刷物)
- り災証明書のコピー